

取引所株価指数証拠金取引説明書（マネースクエア CFD）新旧対照表

変更前	変更後
<p>取引所株価指数証拠金取引説明書 2015年12月制定 2020年9月最終改訂 株式会社マネースクエア 金融商品取引業者関東財務局長(金商)第2797号</p>	<p>取引所株価指数証拠金取引説明書 2015年12月制定 2021年3月最終改訂 株式会社マネースクエア 金融商品取引業者関東財務局長(金商)第2797号</p>
(省略)	(現行通り)
目次	目次
<p>1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>2-1. 取引所株価指数証拠金取引(リセット付商品)の仕組みについて</p> <p>(1)取引の方法</p> <p>(2)証拠金</p> <p>(3)決済時の金銭の授受</p> <p>(4)取引規制</p> <p>(5)税金の概要</p> <p>2-2. 取引所株価指数証拠金取引(リセットなし商品)の仕組みについて</p> <p>(1)取引の方法</p> <p>(2)証拠金</p> <p>(3)決済時の金銭の授受</p> <p>(4)取引規制</p> <p>(5)税金の概要</p>	<p>1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>2. 取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(1)取引の方法</p> <p>(2)証拠金</p> <p>(3)決済時の金銭の授受</p> <p>(4)取引規制</p> <p>(5)税金の概要</p> <p>(削除)</p>

<p>3.当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>4.取引所株価指数証拠金取引及びその委託に関する主要な用語</p> <p>5.金融商品取引業者である当社の概要等及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>(省略)</p> <p>1.取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p>3.当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>4.取引所株価指数証拠金取引及びその委託に関する主要な用語</p> <p>5.金融商品取引業者である当社の概要等及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>(現行通り)</p> <p>1.取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について</p>
<p>(省略)</p> <p>【証拠金について】</p> <p>取引所株価指数証拠金取引を行うに当たっては、本書面の「2-1.(2) 証拠金」及び「2-2.(2) 証拠金」に記載の証拠金を担保として差し入れていただきます。必要証拠金額は、当社規定の1枚当たりの必要証拠金額に、建玉数量を乗じて算出します。</p> <p>なお、必要証拠金額は、東京金融取引所でリスクに応じて算定する証拠金基準額及び対象指標である株価指数やETFの価格に応じて当社が別途定める差額証拠金額によって変動しますので、取引所株価指数証拠金取引の取引金額は、常に一定ではありません。</p>	<p>(省略)</p> <p>【証拠金について】</p> <p>取引所株価指数証拠金取引を行うに当たっては、本書面の「2.(2) 証拠金」に記載の証拠金を担保として差し入れていただきます。必要証拠金額は、当社規定の1枚当たりの必要証拠金額に、建玉数量を乗じて算出します。</p> <p>なお、必要証拠金額は、東京金融取引所でリスクに応じて算定する証拠金基準額及び対象指標である株価指数やETFの価格に応じて当社が別途定める差額証拠金額によって変動しますので、取引所株価指数証拠金取引の取引金額は、常に一定ではありません。</p>
<p>(省略)</p> <p>2-1.取引所株価指数証拠金取引(リセット付商品)の仕組みについて</p> <p>本章では取引所株価指数証拠金取引の商品のうち、リセット付の以下6商品(以下「リセット付株価指数等証拠金取引」と総称します。)の仕組みについて説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日経225リセット付証拠金取引 ・DAX®リセット付証拠金取引 ・リセット付証拠金取引 ・NYダウリセット付証拠金取引 ・金ETFリセット付証拠金取引 ・原油ETFリセット付証拠金取引 	<p>(現行通り)</p> <p>2.取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(削除)</p>

ご注意ください

- ・ NYダウ証拠金取引(リセットなし商品)の取引単位は、NYダウ×100(円)ですが、NYダウリセット付証拠金取引の取引単位は、NYダウ×10(円)である点にご注意ください。
- ・ 金ETFリセット付証拠金取引及び原油ETFリセット付証拠金取引は、東京証券取引所に上場しているETF(上場投資信託)の基準価額を原資産とした取引であり、ETFの特徴・リスク等について十分ご理解の上、取引を行うようにしてください。金価格及び原油価格そのものに連動するものではない点にご注意ください。

(省略)

(1)取引の方法

取引所においては、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの対象指標、株価指数を構成する株式又はETFを上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅、配当相当額の授受、取引開始日等及びリセット値の決定方法は、別表((1)取引所株価指数証拠金取引の種類及び(2)リセット付株価指数等証拠金取引の取引開始日等及び(3)リセット値の決定方法等)をご覧ください。

その他の取引の方法は、各株価指数等とも共通(一部株価指数等における配当相当額の取扱いを除く。別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)ご参照。)で、次のとおりです。

a. 限日取引では、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーとい

ご注意ください

(削除)

- ・ 金ETFリセット付証拠金取引及び原油ETFリセット付証拠金取引は、東京証券取引所に上場しているETF(上場投資信託)の基準価額を原資産とした取引であり、ETFの特徴・リスク等について十分ご理解の上、取引を行うようにしてください。金価格及び原油価格そのものに連動するものではない点にご注意ください。

(現行通り)

(1)取引の方法

取引所においては、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの対象指標、株価指数を構成する株式又はETFを上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅、配当相当額の授受、取引開始日等及びリセット値の決定方法は、別表((1)取引所株価指数証拠金取引の種類及び(2)取引開始日等及び(3)リセット値の決定方法等)をご覧ください。

その他の取引の方法は、各株価指数等とも共通(一部株価指数等における配当相当額の取扱いを除く。別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)ご参照。)で、次のとおりです。

a. 限日取引では、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーとい

います。ただし、リセット日にはリセット(リセット付株価指数等証拠金取引において、取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。以下同じ。)を行うため、ロールオーバーされません。

(省略)

2-2.取引所株価指数証拠金取引(リセットなし商品)の仕組みについて

本章では取引所株価指数証拠金取引の商品のうち、リセットの付かない以下の4商品の仕組みについて説明します。

- ・日経225証拠金取引
- ・DAX®証拠金取引
- ・FTSE100証拠金取引
- ・NYダウ証拠金取引

ご注意ください

取引所株価指数証拠金取引におけるリセットなし商品は、以下の日程で上場廃止となる予定です。

商品	取引最終日	上場廃止日
日経225証拠金取引	2021年3月11日(木)	2021年3月12日(金)
DAX®証拠金取引		
FTSE100証拠金取引	2021年3月18日(木)	2021年3月19日(金)
NYダウ証拠金取引		※

います。ただし、リセット日にはリセット(取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。以下同じ。)を行うため、ロールオーバーされません。

(現行通り)

(削除)

※ 海外株価指数証拠金取引の未決済取引については、時差の都合上、3月22日(月)に決済処理が行われますので、ご注意ください。

- 取引最終日における未決済取引に適用する最終決済価格は、以下の通りとなります。なお、最終決済価格は小数点以下を四捨五入して算出致します。

商品	最終決済価格の算出式
日経 225 証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 - 0.004%(=0.99996))
DAX®証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 - 0.021%(=0.99979))
FTSE100 証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 + 0.233%(=1.00233))
NY ダウ証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 + 0.088%(=1.00088))

※ 上場廃止日における各株価指数先物の最終清算数値である点にご注意ください。

東京金融取引所における取引所株価指数証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所株価指数証拠金取引の受託業務は、これらの規則に従うとともに、

金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。

(1)取引の方法

取引所においては、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの対象指標、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅及び配当相当額の授受は、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)をご覧ください。

その他の取引の方法は、各株価指数とも共通(一部株価指数における配当相当額の取扱いを除く。別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)ご参照。)で、次のとおりです。

- a. 限日取引では、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- b. 金利相当額は、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーにより建玉が繰り延べられた場合に発生します。当該繰り延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受け取ることとなります。
- c. 配当相当額は、権利付最終日に発生し、権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における買建玉の保有者が受け取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。
- d. 建玉の決済は、取引最終日までの間は、転売・買戻しにより行います。その場合、指定決済法による差金決済とします。
- e. 両建てが可能となります。
- f. 決済日は、取引が成立した取引日の日本の銀行の2営業日後を原則とします。
- g. 付合せは、当社がお客様から受託した注文とマーケットメイカーが提示した呼び値との間で行われます。
- h. 取引は全て差金決済で、現物の受渡し等はありません。

(2)証拠金

① 証拠金の計算方法

必要証拠金額は、当社が定める1枚あたりの必要証拠金額に建玉数量を乗じる一律方式により計算されます※1。同一の種類のリセット付株価指数等証拠金取引であって、リセット日が同じもので、売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、売建玉と買建玉の差分(ネット数量)に対してのみ必要証拠金額が計算されます※2。

なお、リセット日が異なる取引間での必要証拠金額の相殺・割引はできません。

有効証拠金額は、証拠金預託額に評価損益額、金利相当予定額及び配当相当予定額、売買差損益予定額、未実現金利相当額及び未実現配当相当額を加算し、未払手数料及び未収手数料を差し引くことにより計算されます。

※1 当社が定める1枚あたりの必要証拠金額は当社のホームページ上及び取引ツール内に表示しております。

※2 両建てすることにより買建玉と売建玉が同数になった場合、証拠金は必要ありませんが、その後どちらか片側のポジションの一部又は全部を決済するための注文を発注する場合には、発注に必要な証拠金を預託する必要があります。

② 証拠金の差入れ

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際には、当社で定める額以上の証拠金を差入れることが必要になります。

③ 証拠金の維持

お客様は、お客様が取引所に預託している証拠金額が、取引日ごと取引所が建玉について計算する証拠金所要額を下回る場合には、取引所の定めるところにより、お客様が預託した証拠金額と証拠金所要額との差額以上で当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

④ 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

⑤ 評価損益及び金利相当額・配当相当額の取扱い

保有建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額及び配当相当額の累計額の合計額がプラスであっても、マイナスであっても、その合計額に相当する額は発注可能額に算入されます。

⑥ 証拠金の引出し

証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

⑦ ロスカットの取扱い

当社は、お客様の有効証拠金額が以下のロスカットルールで定める状況に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売・買戻し、又はその他の措置を行うことができるものとします（「ロスカットルール」といいます）。ただし、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから発注されるため、発注時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

また、取引の制限として、制限値幅が導入されている株価指数証拠金取引において、ロスカットが通常通り発動せずに想定外のマイナスが発生することがあります。

【ロスカットルール】

ロスカット判定時に有効証拠金額が保有建玉を維持するための必要証拠金額の100%を下回ると、当該口座をロスカット状態とし、自動的に取引時間内の商品の未約定の注文が全て取り消され、お客様の計算において、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉についてロスカット注文を取引所に発注します。このロスカット注文は価格の限度を指定せず、同注文が成立するまでその効力を持ち続けます。なお、ロスカット注文発注後に取引時間外等の事由によりロスカットされるべき商品の建玉が残った場合には、取引再開時以降の価格で当該建玉についてのロスカットによる反対売買を行うものとします。

（ロスカット判定）

取引開始時刻が同じ商品の建玉を保有する場合、取引開始以降に保有商品の建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をします。取引開始時刻が異なる商品の建玉を保有する場合、取引開始が先に始まる商品の建玉に関しては、取引開始以降に建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をしますが、取引開始が後から始まる商品の建玉に関しては、取引開始前から建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をします。なお、判定は一定の間隔で行われております。

（ロスカット状態）

速やかにロスカット注文が成立するように、取引画面にロックをかけ、新たな売買注文の発注操作を出来ないようにします。

(ロスカット状態の解除)

取引時間中の商品の注文の取消と決済が完了するとロスカット状態が解除されます。

(ロスカットの対象)

口座がロスカット状態となると、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉を対象にロスカット注文が発注されますが、取引時間外の商品の建玉についてはロスカット注文が発注されません。ただし、ロスカット状態が解除されない間に、取引時間外であった商品の建玉が取引時間を迎えると、ロスカット判定が行われることなく、ロスカット注文が発注されます。

(評価方法)

両建てであっても、それぞれの建玉を解消するのに必要な気配値(買い建ての評価に用いる気配値と売り建ての評価に用いる気配値は異なります。)で建玉に対して評価しております。もし、ロスカット判定時に、上記「ロスカット判定」記載の気配値がない場合は、直近の気配値で評価しますが、同日のプレオープン開始時まで遡っても同気配値がない場合は前営業日の清算価格にて評価します。

(両建て)

ロスカット注文が発注された場合、両建てとなっている部分に関しても、建玉整理による解消とはならず、買い建て、売り建てがそれぞれ別個にロスカットされますので、ご注意ください。

⑧ 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

お客様が証拠金を所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当社が定める方法により当該取引所株価指数証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売・買戻しを行うことができます。(お客様が取引所株価指数証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

⑨ 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金と分別されるとともに、取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信

託により、当社の自己の資金とは分別して管理します。

⑩ 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

⑪ その他

当社が取引所株価指数証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ねください。

(3) 決済時の金銭の授受

取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「(2) 証拠金 ⑥ 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・{約定価格差※×100(円)+累計金利相当額及び累計配当相当額}×取引数量

※約定価格差とは、転売・買戻しに係る約定価格と当該転売・買戻しの対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差(利益が発生する場合にはプラス、損失が発生する場合にはマイナスとなります。)をいいます。

(4) 取引規制

取引所が市場における秩序維持や公益又は投資家の保護のため必要があると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。
- e. 成立した取引が取り消されることがあります。

(5) 税金の概要

個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額及び配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品等との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局又は税理士等の専門家にご確認ください。)

法人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

なお、税制については、関連法令又はその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

(省略)

3.当社への取引の委託の手続きについて

(省略)

(3) 委託注文の指示

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

①委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(この場合は東京金融取引所)

②委託する取引所株価指数証拠金取引の種類(商品)及びリセット付株価指数等証拠

(現行通り)

3.当社への取引の委託の手続きについて

(現行通り)

(3) 委託注文の指示

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

①委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(この場合は東京金融取引所)

②委託する取引所株価指数証拠金取引の種類及びリセット日が属する年

金取引においてはリセット日が属する年

- ③売付取引又は買付取引の別
- ④注文数量
- ⑤価格(指値、成行等)
- ⑥委託注文の有効期間
- ⑦その他お客様の指示によることとされている事項

(4)建玉の保有又は決済の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引を行う場合には、転売・買戻しとして対象建玉及び取引数量を指定することにより建玉を減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法(建玉整理)のいずれかを選択します。なお、同一商品の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てを建玉整理ではなく、それぞれの建玉の反対売買により解消する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることにご留意ください。建玉整理によって両建てを解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありません。

リセット付株価指数等証拠金取引においては、取引最終日の終了時まで転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉は、リセット日においてリセット値によりリセットを行います。

リセットによる両建ての解消は委託手数料が発生いたします。取引最終日をご確認の上、事前に建玉整理を行うようにしてください。

(省略)

4.取引所株価指数証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

(省略)

・限日取引(げんにちとりひき)

- ③売付取引又は買付取引の別
- ④注文数量
- ⑤価格(指値、成行等)
- ⑥委託注文の有効期間
- ⑦その他お客様の指示によることとされている事項

(4)建玉の保有又は決済の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引を行う場合には、転売・買戻しとして対象建玉及び取引数量を指定することにより建玉を減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法(建玉整理)のいずれかを選択します。なお、同一商品の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てを建玉整理ではなく、それぞれの建玉の反対売買により解消する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることにご留意ください。建玉整理によって両建てを解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありません。

取引最終日の終了時まで転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉は、リセット日においてリセット値によりリセットを行います。

リセットによる両建ての解消は委託手数料が発生いたします。取引最終日をご確認の上、事前に建玉整理を行うようにしてください。

(現行通り)

4.取引所株価指数証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

(現行通り)

・限日取引(げんにちとりひき)

取引所株価指数証拠金取引において、限日取引では、同一取引日中に反対売買されなかった建玉が、翌取引日に繰り越されます。ただし、**リセット付株価指数等証拠金取引のリセット日については**、リセットされるため、翌取引日には繰り越されません。

(省略)

・スプレッド

同一の種類の**取引所株価指数証拠金取引(リセット付株価指数等証拠金取引にあつては、リセット日が同じものに限ります。)**での、マーケットメイカーの買い値と売り値の差を指します。

(省略)

・取引開始日(とりひきかいしび)

リセット付株価指数等証拠金取引において、新たな取引が開始される取引日をいいます。

・取引最終日(とりひきさいしゅうび)

リセット付株価指数等証拠金取引において、リセット日前の取引の種類ごとの最終の取引日をいいます。

(省略)

・リセット

リセット付株価指数等証拠金取引について、取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。

・リセット値

リセット付株価指数等証拠金取引のリセット日において、取引の種類ごとに、リセット対象建玉を決済するための価格をいいます。

取引所株価指数証拠金取引において、限日取引では、同一取引日中に反対売買されなかった建玉が、翌取引日に繰り越されます。ただし、**リセット日については**、リセットされるため、翌取引日には繰り越されません。

(現行通り)

・スプレッド

同一の種類の**リセット付株価指数等証拠金取引(リセット日が同じものに限ります。)**での、マーケットメイカーの買い値と売り値の差を指します。

(現行通り)

・取引開始日(とりひきかいしび)

新たな取引が開始される取引日をいいます。

・取引最終日(とりひきさいしゅうび)

リセット日前の取引の種類ごとの最終の取引日をいいます。

(現行通り)

・リセット

取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。

・リセット値

リセット日において、取引の種類ごとに、リセット対象建玉を決済するための価格をいいます。

・リセット日

リセット付株価指数等証拠金取引において、リセットにより建玉が消滅する日をリセット日といたします。

(省略)

【別表】

(1) 取引所株価指数証拠金取引の種類

a. リセット付株価指数等証拠金取引

種類	対象指標(※1)	株価指数を構成する株式又はETFを上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	委託手数料(※2)	配当相当額の授受
日経 225 リセット付証拠金取引	日経平均株価	東京証券取引所	日経平均株価×100円	1円(1取引単位当たり100円)	303円(税込)	あり
DAX®リセット付証拠金取引(※3)	DAX®	フランクフルト証券取引所	DAX®×100円	1ポイント(100円)	303円(税込)	なし
FTSE100 リセット付証拠金取引	FTSE100 インデックス	ロンドン証券取引所	FTSE100 インデックス×100円	1ポイント(100円)	303円(税込)	あり
NY ダウリセット付証拠金取引	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)	ニューヨーク証券取引所(NYSE)及び	NY ダウ×10円	1ポイント(10円)	33円(税込)	あり

・リセット日

リセットにより建玉が消滅する日をいいます。

(現行通り)

【別表】

(1) 取引所株価指数証拠金取引の種類

(削除)

種類	対象指標(※1)	株価指数を構成する株式又はETFを上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	委託手数料(※2)	配当相当額の授受
日経 225 リセット付証拠金取引	日経平均株価	東京証券取引所	日経平均株価×100円	1円(1取引単位当たり100円)	303円(税込)	あり
DAX®リセット付証拠金取引(※3)	DAX®	フランクフルト証券取引所	DAX®×100円	1ポイント(100円)	303円(税込)	なし
FTSE100 リセット付証拠金取引	FTSE100 インデックス	ロンドン証券取引所	FTSE100 インデックス×100円	1ポイント(100円)	303円(税込)	あり
NY ダウリセット付証拠金取引	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)	ニューヨーク証券取引所(NYSE)及び	NY ダウ×10円	1ポイント(10円)	33円(税込)	あり

		NASDAQ				
金 ETF リセット付証拠金取引	SPDR ゴールド・シェア (ETF/証券コード 1326) (※4)	東京証券取引所	SPDR ゴールド・シェア (ETF) の基準価額 × 100 円	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	なし
原油 ETF リセット付証拠金取引	WTI 原油価格連動型上場投信 (ETF/証券コード 1671) (※5)	東京証券取引所	WTI 原油価格連動型上場投信 (ETF) の基準価額 × 100 円	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	なし

		NASDAQ				
金 ETF リセット付証拠金取引	SPDR ゴールド・シェア (ETF/証券コード 1326) (※4)	東京証券取引所	SPDR ゴールド・シェア (ETF) の基準価額 × 100 円	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	なし
原油 ETF リセット付証拠金取引	WTI 原油価格連動型上場投信 (ETF/証券コード 1671) (※5)	東京証券取引所	WTI 原油価格連動型上場投信 (ETF) の基準価額 × 100 円	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	なし

b. 取引所株価指数証拠金取引(リセットなし商品)

種類	対象指標 (※1)	株価指数を構成する株式を上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	委託手数料(※2)	配当相当額の授受
日経225証拠金取引	日経平均株価	東京証券取引所	日経平均株価 × 100 円	1 円 (1 取引単位当たり 100 円)	303 円 (税込)	あり
DAX® 証拠金取引(※3)	DAX®	フランクフルト証券取引所	DAX® × 100 円	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	なし
FTSE100 証拠金取引	FTSE100 インデックス	ロンドン証券取引所	FTSE100 インデックス × 100	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	あり

(削除)

			円	円)		
NY ダウ証拠金取引	ダウ・ジョーズ工業株価平均(NYダウ)	ニューヨーク証券取引所 (NYSE) 及び NASDAQ	NY ダウ × 100 円	1 ポイント (100 円)	303 円 (税込)	あり

- ※1 各株価指数については、(4)各株価指数に関する記載事項をご参照ください。
- ※2 委託手数料は、1枚あたりの片道手数料(税込)となります。
委託手数料は取引時間終了後に預託された証拠金から差し引かれます(ただし建玉整理における委託手数料は無料です)。
- ※3 **DAX®リセット付証拠金取引及び DAX®証拠金取引**では、取引対象となる株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数(トータル・リターン指数)となっています。
- ※4 SPDR ゴールド・シェアは、ワールド・ゴールド・トラストサービス・エルエルシー社が管理する、円換算した「金地金価格(LBMA 金価格)」との連動を目指すETFです。
- ※5 WTI 原油価格連動型上場投信は、シンプレクス・アセット・マネジメント社が管理する、円換算した「ニューヨーク商業取引所(NYMEX)における WTI 原油先物の直近限月の清算値」との連動を目指すETFです。

(2)リセット付株価指数等証拠金取引の取引開始日等

- ※1 各株価指数については、(4)各株価指数に関する記載事項をご参照ください。
- ※2 委託手数料は、1枚あたりの片道手数料(税込)となります。
委託手数料は取引時間終了後に預託された証拠金から差し引かれます(ただし建玉整理における委託手数料は無料です)。
- ※3 **DAX®リセット付証拠金取引**では、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数(トータル・リターン指数)となっています。
- ※4 SPDR ゴールド・シェアは、ワールド・ゴールド・トラストサービス・エルエルシー社が管理する、円換算した「金地金価格(LBMA 金価格)」との連動を目指すETFです。
- ※5 WTI 原油価格連動型上場投信は、シンプレクス・アセット・マネジメント社が管理する、円換算した「ニューヨーク商業取引所(NYMEX)における WTI 原油先物の直近限月の清算値」との連動を目指すETFです。

(2)取引開始日等

種類	取引開始日	取引最終日	リセット日
日経 225リセット付証拠金取引	毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日	リセット日の前取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 2 金曜日
DAX®リセット付証拠金取引 FTSE100 リセット付証拠金取引 NY ダウリセット付証拠金取引 金 ETF リセット付証拠金取引 原油 ETF リセット付証拠金取引	毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の翌取引日

(省略)

(4) 各株価指数に関する記載事項

日経平均株価(日経 225):

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」といいます。)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」といいます。)およびその参

種類	取引開始日	取引最終日	リセット日
日経 225リセット付証拠金取引	毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日	リセット日の前取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 2 金曜日
DAX®リセット付証拠金取引 FTSE100 リセット付証拠金取引 NY ダウリセット付証拠金取引 金 ETF リセット付証拠金取引 原油 ETF リセット付証拠金取引	毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の翌取引日

(現行通り)

(4) 各株価指数に関する記載事項

日経平均株価(日経 225):

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」といいます。)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」といいます。)およびその参加

加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ):

Dow Jones Industrial Average™(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする **NYダウ証拠金取引及びNYダウリセット付証拠金取引**は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

DAX®:

DAX®はコンティゴ インデックス GmbH 及びドイツ取引所グループ(以下「コンティゴ」)の登録商標です。**DAX®証拠金取引及び DAX®リセット付証拠金取引**は、コンティゴにより保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。コンティゴは、**DAX®証拠金取引及び DAX®リセット付証拠金取引**でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはコンティゴで計算し公表しています。しかし、適用可能な

者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ):

Dow Jones Industrial Average™(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする **NYダウリセット付証拠金取引**は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

DAX®:

DAX®はコンティゴ インデックス GmbH 及びドイツ取引所グループ(以下「コンティゴ」)の登録商標です。**DAX®リセット付証拠金取引**は、コンティゴにより保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。コンティゴは、**DAX®リセット付証拠金取引**でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはコンティゴで計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、コンティゴは第三者に対し

限りの制定法下において、コンティゴは第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。コンティゴによるインデックスの公表及び **DAX®証拠金取引及び DAX®リセット付証拠金取引**へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、コンティゴとして **DAX®証拠金取引及び DAX®リセット付証拠金取引**への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものではありません。コンティゴはインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対して **DAX®証拠金取引及び DAX®リセット付証拠金取引**に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

FTSE100:

FTSE100 証拠金取引及び FTSE100 リセット付証拠金取引について、FTSE International Limited (以下「FTSE」)、London Stock Exchange Group の会社 (以下「LSEG」) (以下「ライセンス供与者」と総称)は、スポンサー、保証、販売、販売促進を一切せず、ライセンス供与者はいずれも、(i) FTSE100 (以下「インデックス」) (**FTSE100 証拠金取引及び FTSE100 リセット付証拠金取引**が由来する対象)の使用から得た結果、(ii) 上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値、(iii) **FTSE100 証拠金取引及び FTSE100 リセット付証拠金取引**に関連して使用される何らかの目的に対するインデックスの適切性—について、明示、暗示を問わず、請求、予測、保証や意見表明を行いません。ライセンス供与者はいずれも、東京金融取引所またはその顧客、得意先に対し、当該インデックスに関連する金融や投資に関する助言または推薦を提供したことはありませんし、その意思もありません。当該インデックスは FTSE またはその代理人が算出します。ライセンス供与者は、(a) インデックスの誤り (過失その他であっても) に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、(b) いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものでもありません。東京金融取引所は **FTSE100 証拠金取引及び FTSE100 リセット付証拠金取引**の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。当該インデックスの全ての権利は FTSE に帰属します。「FTSE®」は LSEG の商標で、ラ

インデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。コンティゴによるインデックスの公表及び **DAX®リセット付証拠金取引**へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、コンティゴとして **DAX®リセット付証拠金取引**への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものではありません。コンティゴはインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対して **DAX®リセット付証拠金取引**に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

FTSE100:

FTSE100 リセット付証拠金取引について、FTSE International Limited (以下「FTSE」)、London Stock Exchange Group の会社 (以下「LSEG」) (以下「ライセンス供与者」と総称)は、スポンサー、保証、販売、販売促進を一切せず、ライセンス供与者はいずれも、(i) FTSE100 (以下「インデックス」) (**FTSE100 リセット付証拠金取引**が由来する対象)の使用から得た結果、(ii) 上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値、(iii) **FTSE100 リセット付証拠金取引**に関連して使用される何らかの目的に対するインデックスの適切性—について、明示、暗示を問わず、請求、予測、保証や意見表明を行いません。ライセンス供与者はいずれも、東京金融取引所またはその顧客、得意先に対し、当該インデックスに関連する金融や投資に関する助言または推薦を提供したことはありませんし、その意思もありません。当該インデックスは FTSE またはその代理人が算出します。ライセンス供与者は、(a) インデックスの誤り (過失その他であっても) に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、(b) いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものでもありません。東京金融取引所は **FTSE100 リセット付証拠金取引**の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。当該インデックスの全ての権利は FTSE に帰属します。「FTSE®」は LSEG の商標で、ライセンスに基づき FTSE が使用します。

イセンスに基づき FTSE が使用します。

以上

以上